

平成 23 年 4 月 18 日

請負業者の皆さまへ

八尾市水道局

工事管理課長

## 道路使用許可条件等の遵守について（通知）

平素は、水道事業にご協力いただき有り難うございます。

今般、水道工事において道路使用許可条件違反が続いていることから、八尾警察署より水道工事の施工に係る道路使用許可条件の遵守について、業者への指導を徹底するようとの厳しい通告を受けたところであります。

そのため、当局としましても、工事施工中及び施工予定している請負業者の方々に対して、道路使用許可条件を遵守のうえ施工するよう改めて通知するものです。

以上のことから、請負業者の方々につきましては、工事の施工に際し、下記のとおり、道路使用許可条件の遵守を含め、安全管理に万全を期していただきますようお願いするものです。

### 記

#### 1. 道路使用許可条件（許可書に記載）を遵守すること

- 1) 許可時間内（例：午前 9 時から午後 5 時まで）で作業すること
- 2) 規制区域内（保安柵で囲った区域内）で作業すること
- 3) 通行規制（片側通行、通行止め等）を遵守すること

#### 2. 適正な保安設備により施工すること

- 1) 交通処理図に基づき十分な交通整理員を配置すること
- 2)       "       "       適正な位置に工事表示板、安全柵等を配置すること

※以上の点について遵守できていない場合、工事の中止等を含めた厳しい処置をさせていただきますので十分にご留意願います。